

2023年12月に取りまとめられた「資産運用立国実現プラン」に基づき、2024年8月に「アセットオーナー・プリンシプル」が策定・公表され、政府が取組む資産運用立国の実現に向け、インベストメント・チェーンの構成主体であるアセットオーナーとして、その機能を発揮し役割を果たしていくことが企業年金にも求められている。

資産運用立国の実現に向けて、企業年金の資産運用が注目されたが、振り返ってみると、企業年金には、我が国の資産運用の自由化とグローバル化を推し進めてきた歴史がある。1962年に適格退職年金が、その4年後に厚生年金基金制度がそれぞれ導入されたが、運用機関の競争を抑制し保護するため、年金資産の運用に関しては長らく規制が課され、自由かつ主体的な運用が制限されてきた。このようななか、当時の厚生年金基金関係者の働きかけにより、1990年代に入ると企業年金に係る運用規制が緩和され自由化が進められた。自由化とともに責任ある運用を実行するため、受託者責任についての啓発が図られ、運用の基本方針や政策的資産構成割合の策定、運用執行理事や資産運用委員会の設置など、運用体制やガバナンスの強化も図られた。

これらの取組みは、その後導入された確定給付企業年金法制にも受け継がれ、財政運営基準や受託者責任などについての整備がなされておらず、受給権保護のための措置が不十分であった適格退職年金についても、確定給付企業年金制度へ移行することによりカバーされることとなり、また、多くの公的アセットオーナーの手本にもなった。

このような企業年金における取組みは、今般の資産運用立国実現プランやアセットオーナー・プリンシプルに通ずるものがあり、企業年金が我が国の資産運用をリードしてきた証とも言える。アセットオーナー・プリンシプルの各原則は、各企業年金が、法令等に従って実施されている限りにおいては受入れ可能な内容であり、実際に受入れ表明する企業年金も増えている。

資産運用立国に関する一連の議論において、受託者責任を果たすうえで重要な論点である受給権の保護、年金財政の健全性、運用リスクなどについては、ほとんど議論されず、専らリターン向上を目指した資産運用の側面に重きが置かれていたように感じている。

企業年金の役割は、公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することであり、約束した年金を将来にわたり安定的に給付することにある。そのために、母体企業の人事戦略や財務戦略、年金財政運営基準、年金資産運用という互いがトレードオフの関係にある様々な要素を労使合意によって組合せ、各企業の年金制度が設計されている。このような確定給付型の企業年金の特性を踏まえたうえで、企業年金におけるこれまでの資産運用の取組みを振り返りながら、企業年金の制度運営と資産運用のあり方について検討したい。